

第240回三重県開発審査会 審議概要

令和7年7月11日（金）10時00分～

三重県勤労者福祉会館 2階 第2会議室

三 重 県 (事務局)	委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。 まず、開催に先立ちまして、建築開発課長の太田から、あいさつ申し上げます。 （幹事 三重県建築開発課長から挨拶）
三 重 県 (事務局)	それでは、実質的な審議に入ることになりますが、三重県開発審査会条例第4条第2項の規定に基づき、会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は2人欠席されていますが、会長及び4人が出席されていますので、本日の審査会は成立することを報告させていただきます。 本日ご審議いただきますのは包括議決案件が三重県10件、津市3件、松阪市16件、桑名市8件、鈴鹿市20件です。本審査案件は三重県、桑名市が各1件です。提案基準の新設が1件です。 審議については、「三重県開発審査会の公開に関する方針」により、包括議決案件は公開、本審査案件は、法人の利益に関する情報が含まれることから、非公開となります。 なお、本日の傍聴者は、1名ということをご報告させていただきます。 それでは、条例第4条第1項に基づき、会長が議長となるとされていますので、ここからの議事進行を会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願ひいたします。
会 長	まず、第239回開発審査会の議事録及び審議概要のご確認をお願いします。 事前にご確認いただいているかと思いますが、なにか修正等がございますでしょうか。
会 長	それでは、これにて第239回開発審査会の議事録及び審議概要を確定したいと存じます。
会 長	次に、包括議決案件について、まずは三重県分から説明をお願いします。
三 重 県 (処分庁)	（包括議決案件 10件の報告）
会 長	ご質問等ございませんでしょうか。
委 員	はい。
会 長	それでは、次に津市分の説明をお願いします。
津 市	（包括議決案件 3件の報告）

(処分庁)	
会 長	ご質問等ございませんでしょうか。
委 員	はい。
会 長	それでは、次に松阪市分の説明をお願いします。
松 阪 市 (処分庁)	(包括議決案件 16 件の報告)
会 長	ご質問等ございませんでしょうか。
委 員	はい。
会 長	それでは、次に桑名市分の説明をお願いします。
桑 名 市 (処分庁)	(包括議決案件 8 件の報告)
会 長	ご質問等ございませんでしょうか。
委 員	はい。
会 長	それでは、次に鈴鹿市分の説明をお願いします。
鈴 鹿 市 (処分庁)	(包括議決案件 20 件の報告)
会 長	ご質問等ございませんでしょうか。
委 員	はい。
会 長	それでは、三重県10件、津市3件、松阪市16件、桑名市8件、鈴鹿市20件の包括議決案件の報告を終了します。
会 長	次に「提案基準の新設」について、三重県から説明してください。
三 重 県	(「提案基準の新設」について説明)
会 長	本日欠席の委員の意見があれば事務局から報告してください。
三 重 県 (事務局)	「問題のない案件と考える」とのことでした。意見として、「当該提案基準を新設することにより、地域連携薬局数の現状68件が増加するために、どのような効果があるのか。」をいただきましたので、「現状では、都市計画法34条1号後半の規定により既存集落の周辺に限られるが、当該提案基準を新設することで既存集落の有無に限らず、公益上必要な建築物の周辺に開設できるため、増加が見込まれる。」と回答させていただきました。
会 長	ご質問等ございませんでしょうか。

委 員	当初の中学校区に1つという数制限が無くなった理由に職業選択の自由があるとお聞きしましたが、都市計画法の市街化調整区域の市街化抑制の趣旨と職業選択の自由の趣旨はどちらが優先されるのでしょうか。
三 重 県 (処分庁)	法務部局に確認したところ、都市計画法による制限では、数を制限できるわけではないため、審査会基準における規制については、法で求める規制の強さの範囲内である必要があるとのことです。
委 員	今後の審査会において、市街化が促進される恐れがある場合は、制限するために、却下できる余地はありますか。例えば、何軒以上は建てられない等、基準がないと判断が難しいと感じます。
三 重 県 (処分庁)	34条14号の法の趣旨を踏まえて、市街化を抑制していく必要があります。個別に、環境上の影響、立地、規模、内容等を検討の上、総合的に判断いただくこととなります。
委 員	従前と異なり、集落の有無に限らず、地域連携薬局ができてしまうと、市街化する可能性があるのではないのでしょうか。
三 重 県 (処分庁)	地域連携薬局認定のハードルが高いことや、規模の制限があるため、乱立することはあまり考えられません。
委 員	定期的にフォローアップしていくとのことであるが、地域連携薬局の認定を受ける時限は設けないのでしょうか。
三 重 県 (処分庁)	医療政策の観点から、少なくとも1年間はフォローアップしていただきます。都市計画法の観点からは、個別具体的に聞き取りを行いつつ、速やかに認定を受けていただく必要がありますが、認定自体が1年後以降にできるものであり、それ以降いつまで指導していくのか、明確な基準を作成することは難しいと考えます。
委 員	他県でも同様の事例はありますか。
三 重 県 (処分庁)	H27年に制度の変更があったため、地域連携薬局における基準は三重県が初めてです。旧制度では、5例ほど他県での事例を把握しています。
会 長	今後、マニュアルを作成する等、慎重な運用が必要であると感じるので、体制の整備をお願いします。 提案基準の新設については、公益上の必要性が認められることから、異議なしということによろしいのでしょうか。
委 員	はい。
会 長	それでは、提案基準の新設につきましては、異議なしとします。

＊ これより先は、２件（同一案件）の本審査案件の審議であり、第２４０回三重県開発審査会の本審査案件は、法人の許可申請に係る妥当性及び適合性を審査するもので、法人の利益に関する情報が含まれる事項について取り扱うものであることから、三重県情報公開条例第２７条第１号の規定に基づき、非公開として取り扱っています。

１ 都市計画法第４２条第１項ただし書の規定に基づく予定建築物等以外の建築等許可申請に関する議案

ア 申請地： 桑名市及び員弁郡東員町地内

イ 建築物の用途： 工場（鋳物原材料販売及び鋼材原料収集業）

ウ 主な意見や質問

- ・ トレーラーの軌跡図について、バックする際の軌跡が記載されていないが、出ていく動線については問題ないか。
- ・ 理由書の差し替えの経緯を確認したい。また、差し替えた日付に、修正するべきでないか。

エ 結論

承認した。